

公益社団法人千歳市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人千歳市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（以下「会員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力して働く機会の拡大を図り、もってその健康と福祉を増進するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(平等の取り扱い)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教等の理由でその就業等について差別的な取り扱いをしない。

第2章 就 業

(仕事の割当)

第4条 センターが、会員に仕事を割当てる場合は、会員の希望を配慮し、予め就業時間、就業期間、仕事の内容等を明示し、その合意を得て行うものとする。

(就業時間等)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を考慮して、1日8時間を上まわらせないものとする。

2 センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その終始業時間、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。

(配分金)

第6条 会員の就業に伴う収入金の配分については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合って個別に提示し、原則として毎月末締め切り翌月15日払いとする。その基準については別に定めるところによる。

(就業上の注意事項)

第7条 会員は就業に際して、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 仕事中はあらかじめ指名されたリーダーの指示に従って、お互い、仲良く、協力して働くこと。
- (2) やむを得ない事情により、仕事に従事出来ない場合は、事前に届け出ること。
- (3) 仕事上知り得た業務上の機密事項及び仕事の発注者の不利益になることは、他

にもらさないこと。

(就業の終了)

第8条 会員は次の各号の場合には、その就業を終了する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 就業を取りやめたいと申し出たとき。
- (3) 就業の期間が満了したとき。
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能となったとき。
- (5) 就業が健康と福祉に反すると認められたとき。
- (6) センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき。

第3章 安全衛生

(センターの措置)

第9条 センターは会員の就業にあたり、その安全及び衛生について、常に配慮し就業者ととも労働災害防止に努めるものとする。

(健康診断)

第10条 センターは会員の健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるよう指導するものとする。

2 センターは会員の健康診断の結果、必要がある場合は会員に対して、就業を一定期間禁止し、または就業時間、若しくは職種の変更をさせることができる。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

第5章 その他

(研修等)

第12条 センターは就業機会の増大及び福祉の向上を図るために、研修会等を開催するものとする。

附 則

この規約は、昭和59年5月1日から施行する。

この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則 (平成23年千歳市SC規約第2号)

この規約は、公益社団法人千歳市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。